

第3回

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等 確認の仕組みに関する有識者会議」



令和5年8月1日

奈良県知事 山下 真

1. 現状(県の主なこども関連所管施設①)

県立学校

○高等学校31校、特別支援学校10校、合計41校

(参考)県内の私立高等学校(中等教育学校含む) 19校

○職種:教員、事務職員、図書館司書、非常勤講師、学習指導員、SC、SSW、
教員業務支援員実習助手、ALT、部活動指導員、用務員、PTA 等

スクールバス介助員、調理員、医療的ケア看護職員、寄宿舎指導員
(特別支援学校のみ)

※用務員業務(清掃・警備業務を含む)や給食業務を外部委託している学校もあり

中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター

○施設種別:児童相談所

児童相談所としての一時保護所及び婦人相談所としての一時保護所
(中央こども家庭相談センターのみ)

○職種

- ・児童相談所:児童福祉司(社会福祉主事含む)、児童心理司、事務職員
- ・一時保護所<児童相談所>:児童指導員、心理担当職員、学習支援員、栄養士、調理員等
- ・一時保護所<婦人相談所>:一時保護指導員、女性相談員、保健師、保育士、心理担当職員、栄養士、調理員等

1. 現状(県の主なこども関連所管施設②)

精華学院

○施設種別: 児童自立支援施設

※小中学校の分教室を併設

○職種: 児童生活支援員、児童自立支援専門員、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員

○児童: 7名(女子4名(中学3年4名)、男子3名(中学3年2名、中学1年1名))

藤の木学園

○施設種別: 視聴覚障害児や知的障害児を対象とした福祉型障害児入所施設

○職種: 保育士、児童指導員、看護師、心理指導員、栄養士、運転士、事務職員

○児童: 44名(男子28名、女子16名)

※土日はショートステイを各ユニットに1人定員として受け入れ

1. 現状(県による主な監督対象施設)

○民間施設に対しては、児童福祉法等に基づき定期的に指導
監査を実施

保育所・認定こども園

認可外保育施設

児童館

児童養護施設

乳児院

母子生活支援施設

ファミリーホーム

児童発達支援事業所(医療型含む)

居宅訪問型児童発達支援事業所

放課後等デイサービス事業所

保育所等訪問支援事業所

障害児入所施設 等

1. 現状(特定免許状失効者管理システムのイメージ)

教 員

教員以外

- ・免許状を保有していない
- ・免許状を保有しているが、使用していない

〈自己申告〉

処分歴(懲戒処分・分限処分)及び
刑罰(罰金刑以上)がある者

〈官報検索ツール〉

懲戒免職・分限免職・禁錮刑以上・取上げ
による免許状失効者

過去40年分のデータ

令和3年度以降は懲戒・解雇理由区分を記載

- イ 児童生徒性暴力等
- ロ わいせつ行為(イ以外)
- ハ 交通法規違反
- ニ 教員の職務に関する違反
- ホ イからニ以外

〈特定免許状失効者 管理システム〉

児童生徒性暴力等を理由とする懲戒
免職・禁錮刑以上・取上げによる免許
状失効者

過去40年分のデータ

1. 現状(特定免許状失効者管理システム利用に関する罰則等)

システム利用しない場合等のペナルティ

- 特定免許状失効者管理システムを利用しない場合の罰則はない。
→日本版DBS制度で性犯罪歴等の確認を義務付けて罰則を設ける場合、バランスを欠くのではないか。
- 特定免許状失効者を再度任用することに対する罰則はない。
※任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得る。(「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」R5.7.13文部科学省改訂)
→日本版DBS制度では性犯罪歴のある者を採用した場合のペナルティが民事の損害賠償責任のみでよいのかどうか検討する必要があるのではないのか。

※県内3校の私立学校にアンケートしたところ、特定免許状失効者管理システムを利用していると回答あり。

情報漏洩によるペナルティ

- 公立学校教員など地方公務員は、地方公務員法上の守秘義務が課せられているが、そうではない私立学校教員などには同様の守秘義務がないため、地方公務員に比べてバランスを欠くのではないか。

2. 特定免許状失効者管理システムを踏まえた問題提起

日本版DBS制度に対する問題提起

- 特定免許状失効者管理システムでは、免許管理者(都道府県教育委員会)が把握することができるのは、教員免許状の必要な職(教員)のうち、任命権者や雇用者から報告があったもののみ。
 - 公立私立を問わず、懲戒免職を受けずに依願退職した場合、教員免許状が失効せず、システムに登録されない。このような場合、雇用者からの報告がない教員に対して免許状を失効させることは困難であり、同様の課題は、日本版DBS制度を考えていく際にも検討すべきではないか。

- 特定免許状失効者管理システムでは、改姓(改名)した場合、対象者を検出できないため、免許状を再取得し、他の都道府県で勤務することも可能である。
 - 日本版DBS制度では、マイナンバー(個人番号)との紐付けにより追跡が可能となるよう制度設計を検討されてはどうか。

- 特定免許状失効者管理システムでは、児童生徒性暴力等による懲戒免職未満(停職・減給・戒告)の処分歴や禁錮刑未満の刑罰歴等を広く確認することができない。
 - 日本版DBS制度における性犯罪歴照会の対象事案の範囲との整合性をとるべきではないか。

3. 県所管施設や民間施設からのヒアリング結果を踏まえての意見①

制度導入のメリット

- 採用面接だけでは性犯罪歴まで分からないので、安心して業務を任せることができる。
- 保護者等に対して性犯罪歴を有する者がいないことで、安心してこどもを預けることができる施設の証明になる。
- 重度の障害児の場合、意思表示をすることが困難なので、性犯罪から守ることができる。
- 施設等での児童への性犯罪リスクを減らすことができる。

3. 県所管施設や民間施設からのヒアリング結果を踏まえての意見②

制度導入の課題・懸念

ア. 人材確保について

○一定の資格が必要な職場では、応募者が少ない職種があり、人材確保が厳しくなる可能性がある。

イ. 性犯罪歴のチェックについて

○教員の特定免許状失効者管理制度や改正児童福祉法による保育士等の資格免許管理厳格化に基づく性犯罪歴照会の対象事案の基準と、日本版DBS制度における同基準との間で整合性が必要ではないか。

○事務職員等が就職当初ではなく、人事異動により子どもと関わる所属に配属されて性犯罪歴チェックの対象となる場合、どのタイミングで確認するのか。

○また、子ども関連業務施設と契約する委託業者(清掃や警備、給食会社など)の従業員等も性犯罪歴チェックの対象とするのか。

○職員採用にあたっては、性犯罪歴情報に基づき採用しない場合の判断基準を明確化するべきではないか。

ウ. その他

○性犯罪歴情報に接することができる者を法律で限定的にするべきではないか。

○関係者の負担軽減のために性犯罪歴情報の確認は簡素な仕組みの方がいいのではないか。

5. 制度導入にあたっての県としての意見

○こどもへの被害防止及び安全確保の観点から制度の導入は必要

○事業規模の大小にかかわらず、あらゆるこどもに関わる民間事業者が確認の義務を負うことになるので、制度の実効性を担保するためには、雇用主等に性犯罪歴の確認を行うことを義務とし、違反した場合にペナルティ(刑事罰)を設けることが必要なのではないか。

※県内3校の私立学校にアンケートしたところ、上記のようなペナルティを課されても仕方ないという意見だった。

○また、前科前歴情報の高度のプライバシー性に鑑み、採用担当者からトップまでの性犯罪歴情報に接する者全員に対して、情報漏洩した場合のペナルティ(刑事罰)を設けることが必要ではないか。

※県内3校の私立学校にアンケートしたところ、上記のようなペナルティを課されても仕方ないという意見だった。

(参考)最高裁昭和56年4月14日第三小法廷判決(昭和52年(オ)第323号:損害賠償等請求事件)

「前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれのみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」

(裁判官伊藤正己の補足意見)

「前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたくないものの一つであり、それに関する情報への接近を極めて困難なものとし、その秘密の保護がはかられているのもそのためである。もとより前科等も完全に秘匿されるものではなく、それを公開する必要の生ずることもありうるが、公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるとどまるのである。このように考えると、人の前科等の情報を保管する機関には、その秘密の保持につきとくに厳格な注意義務が課せられていると解すべきである。」